

令和6年度 磐田市短期集中予防事業 実施要領

第1章 基本事項

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち保健医療に関する専門的な知識を有する者が提供する事業（以下「短期集中予防事業」）の実施について定めるものとする。

2 短期集中予防事業は、加齢や疾病によりフレイルになった高齢者が、自立した自分らしい生活を取り戻すためのサービスである。利用者それぞれの目標を達成するため、フレイルからの再自立を促し、サービスに依存しないセルフマネジメント力を高めることを目指す。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービスC 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち保健医療に関する専門的な知識を有する者が指導を居宅に訪問して行うものをいう。
- (2) 通所型サービスC 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち保健医療に関する専門的な知識を有する者による指導を行うものをいう。
- (3) 介護予防支援・ケアマネジメント事業者 法第8条の2第16項及び介護予防支援事業に規定する介護予防支援事業及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。

(一般原則)

第3条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、サービス事業を運営するに当たっては、地域との結付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。

第2章 訪問型サービスC

第1節 サービスの内容等

(プログラム)

第4条 訪問型サービスCとして実施するサービスの内容は、利用者の居宅において次の各号のプログラムを介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供する。

(1) 運動機能向上プログラム

ア 居宅で継続できるトレーニング等により運動機能向上を目指す。

イ 利用者の具体的な生活上の課題を明らかにし、実際の動作を指導してIADL（手段的日常生活動作）の向上を目指す。

ウ サービス提供がない期間の生活や活動の計画を立て、実施状況を評価してセルフマネジメント力

の向上を目指す。

エ 地域活動への参加等につながる働きかけを行う。

(2) 栄養改善プログラム

ア 利用者の栄養に関する課題を明らかにし、食事内容の提案による低栄養状態の改善を目指す。

イ 利用者や利用者の家族に対し調理を含む栄養指導により日常生活における「食べること」の自立を目指す。

(3) 口腔機能向上プログラム

ア 利用者の口腔に関する課題を明らかにし、口腔機能を維持・向上させることの必要性の理解を得る。

イ 日常的な口腔清掃が意義と必要性の理解を得て、動機付け習慣づけを行う。

ウ 日常生活の場で継続できるトレーニングの指導により摂食・嚥下機能の向上を目指す。

(サービス実施方法)

第5条 訪問型サービスCの実施方法は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供回数は、最大で12回とする。

(2) サービスの実施期間は、3か月間とする。

(3) サービス1回あたりの所要時間は、次のとおりとする。

ア 運動機能改善プログラム 40分以上

イ 栄養改善プログラム 30分以上（1月につき1回を限度とする。）

ウ 口腔機能向上プログラム 30分以上（1月につき1回を限度とする。）

(人員に関する基準)

第6条 訪問型サービスCの人員は、サービスの提供を行う時間帯を通じて、次に掲げる基準によるものとし、利用者に対する従事者はサービス期間中においては同一の者とする。

(1) 運動機能向上プログラム

理学療法士又は作業療法士いずれか1名

(2) 栄養改善プログラム

管理栄養士又は栄養士いずれか1名

(3) 口腔機能向上プログラム

歯科衛生士又は言語聴覚士いずれか1名

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 訪問型サービスC事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービス内容の説明を行い、同意を得ること。

(提供拒否の禁止)

第8条 訪問型サービスC事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

(介護予防支援・マネジメント事業者等との連携)

第10条 訪問型サービスC事業者は、サービスの提供に当たっては、介護予防支援・マネジメント事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援・マネジメント事業者等」という。）との密接な連携に努めること。

2 訪問型サービスC事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

(介護予防サービス・支援計画書に沿った訪問型サービスCの提供)

第11条 訪問型サービスC事業者は、介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスを提供すること。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

第12条 訪問型サービスC事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者への連絡その他の必要な援助に努めること。

(訪問型サービスCの提供の記録)

第13条 訪問型サービスC事業者は、サービスの提供日及び内容を利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載すること。

(利用料等の額)

第14条 訪問型サービスC費用基準額は、別表1に定める。

(緊急時等の対応)

第15条 訪問型サービスC従事者等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

(事業所及び従事者の責務)

第16条 訪問型サービスC事業所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訪問型サービスCの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 従事者の業務の実施状況を把握すること。
- (3) その他訪問型サービスCの内容の管理について必要な業務を実施すること。

2 訪問型サービスC事業所従事者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用者の状態の変化や訪問型サービスCに関する意向を把握すること。
- (2) サービス担当者会議等への出席により、介護予防支援・マネジメント事業者等との連携を図ること。

(衛生管理等)

第17条 訪問型サービスC事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

2 訪問型サービスC事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。

3 訪問型サービスC事業者は、事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討し従事者に周知徹底を図ること。

(秘密保持等)

第18条 訪問型サービスC従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスC事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(苦情への対応)

第19条 訪問型サービスC事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切な対応に努めること。

2 訪問型サービスC事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

3 訪問型サービスC事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第20条 訪問型サービスC事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めること。

(事故発生時の対応)

第21条 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する訪問型サービスCの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスC事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

3 訪問型サービスC事業者は、利用者に対する訪問型サービスCの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第22条 訪問型サービスC事業者は、虐待の防止のための対策を検討し従事者に周知徹底を図ること。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービスCの具体的取扱方針)

第23条 訪問型サービスCの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じた情報収集等の適切な方

法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握に努めること。

- 2 訪問型サービスC従事者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な内容、実施期間等について定めた計画を、必要に応じ作成すること。
- 3 訪問型サービスC従事者は、訪問型サービスC計画を作成する場合、介護予防サービス・支援計画書に沿って訪問型サービスC計画を作成すること。
- 4 訪問型サービスC従事者は、訪問型サービスC計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 5 訪問型サービスC従事者は、訪問型サービスC計画を利用者に交付すること。
- 6 訪問型サービスCの提供に当たっては、訪問型サービスC計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- 7 訪問型サービスCの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 8 訪問型サービスCの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行うこと。
- 9 訪問型サービスC従事者は、必要に応じて利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援・マネジメント事業者に報告するとともに、訪問型サービスC計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、必要に応じ、サービスの実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。
- 10 訪問型サービスC従事者は、モニタリングを実施した場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援・マネジメント事業者に報告すること。
- 11 訪問型サービスC従事者は、モニタリングを実施した場合は、当該モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスC計画の変更を行うこと。

（訪問型サービスCの提供に当たっての留意点）

第24条 訪問型サービスCの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うこと。

- (1) 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスCの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な訪問型サービスCの提供に努めること。
- (2) 訪問型サービスC事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮すること。

第3章 通所型サービスC

第1節 サービスの内容等

(プログラム)

第25条 通所型サービスCとして実施するサービスの内容は、施設等において次のプログラムを介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供する。

(1) 運動機能向上プログラム

ア 居宅で継続できるトレーニング等により運動機能向上を目指す。

イ 利用者の具体的な生活上の課題を明らかにし、実際の動作を指導して IADL (手段的日常生活動作) の向上を目指す。

ウ サービス提供がない期間の生活や活動の計画を立て、実施状況を評価してセルフマネジメント力の向上を目指す。

エ 地域活動への参加等につながる働きかけを行う。

(2) 栄養改善プログラム

ア 利用者の栄養に関する課題を明らかにし、食事内容の提案による低栄養状態の改善を目指す。

イ 利用者や利用者の家族に対し調理を含む栄養指導により日常生活における「食べること」の自立を目指す。

(3) 口腔機能向上プログラム

ア 利用者の口腔に関する課題を明らかにし、口腔機能を維持・向上させることの必要性の理解を得る。

イ 日常的な口腔清掃が意義と必要性の理解を得て、動機付け習慣づけを行う。

ウ 日常生活の場で継続できるトレーニングの指導により摂食・嚥下機能の向上を目指す。

(サービス実施方法)

第26条 通所型サービスCの実施方法は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供回数は、全12回とする。

(2) サービスの実施期間は、3か月間(概ね週1回)とする。

(3) サービス1回あたりの所要時間は、次のとおりとする。

ア 運動機能改善プログラム 40分以上

イ 栄養改善プログラム 40分以上

ウ 口腔機能向上プログラム 40分以上

(4) サービス1回あたりの定員は、4人以内とする。

2 通所型サービスCの運動機能改善プログラムと訪問型サービスCの栄養改善プログラム及び口腔機能向上プログラムは同時に実施できるものとし、訪問型サービスCの栄養改善プログラム及び口腔機能向上プログラムの実施方法は、第5条第1項第3号の規定により実施する。ただし、同時に実施した場合においても提供回数は全12回とする。

(人員に関する基準)

第27条 通所型サービスCの人員は、サービス提供を行う時間を通じて、次に掲げる基準によるものとし、利用者に対する従事者はサービス期間中において同一の者とする。

(1) 運動機能向上プログラム

理学療法士又は作業療法士若しくは柔道整復師いずれか1名

(2) 栄養改善プログラム

管理栄養士又は栄養士いずれか1名

(3) 口腔機能向上プログラム

歯科衛生士又は言語聴覚士いずれか1名

(設備に関する基準)

第28条 通所型サービスC事業所には、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

(他のサービスとの関係)

第29条 通所型サービスCは、他のサービスの提供と同時に実施できることとするが、第27条及び第28条に定める基準に支障がないものとするとともに、同時に実施する他のサービスの人員及び設備基準にも支障がないものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第30条 通所型サービスC事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービス内容の説明を行い、同意を得ること。

(提供拒否の禁止)

第31条 通所型サービスC事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第32条 通所型サービスC事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

(介護予防支援・マネジメント事業者等との連携)

第33条 通所型サービスC事業者は、サービスの提供に当たっては、介護予防支援・マネジメント事業者等との密接な連携に努めること。

2 通所型サービスC事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

(介護予防サービス・支援計画書に沿った通所型サービスCの提供)

第34条 通所型サービスC事業者は、介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスを提供すること。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

第35条 通所型サービスC事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、

当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者への連絡その他の必要な援助に努めること。

(通所型サービスCの提供の記録)

第36条 通所型サービスC事業者は、サービスの提供日及び内容を利用者の介護予防サービス・支援計画書に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載すること。

(利用料等の額)

第37条 通所型サービスC費用基準額は、別表2に定める。

(緊急時等の対応)

第38条 通所型サービスC従事者等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

(事業所及び従事者の責務)

第39条 通所型サービスC事業所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 通所型サービスCの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 従事者の業務の実施状況を把握すること。
- (3) その他通所型サービスCの内容の管理について必要な業務を実施すること。

2 通所型サービスC従事者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用者の状態の変化や通所型サービスCに関する意向を把握すること。
- (2) サービス担当者会議等への出席等により、介護予防支援・マネジメント事業者等との連携を図ること。

(衛生管理等)

第40条 通所型サービスC事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

- 2 通所型サービスC事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。
- 3 通所型サービスC事業者は、事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討し従事者に周知徹底を図ること。

(秘密保持等)

第41条 通所型サービスC従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 通所型サービスC事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(苦情への対応)

第42条 通所型サービスC事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切な対応に努めること。

- 2 通所型サービスC事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

3 通所型サービスC事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第43条 通所型サービスC事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めること。

(事故発生時の対応)

第44条 通所型サービスC事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

3 通所型サービスC事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第45条 通所型サービスC事業者は、虐待の防止のための対策を検討し従事者に周知徹底を図ること。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスCの具体的取扱方針)

第46条 通所型サービスCの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握に努めること。

2 通所型サービスC従事者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な内容、実施期間等について定めた通所型サービスC計画を、必要に応じ作成すること。

3 通所型サービスC従事者は、通所型サービスC計画を作成する場合、介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って通所型サービスC計画を作成すること。

4 通所型サービスC従事者は、通所型サービスC計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

5 通所型サービスC従事者は、通所型サービスC計画を利用者に交付すること。

6 通所型サービスCの提供に当たっては、通所型サービスC計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。

7 通所型サービスCの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

8 通所型サービスCの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行うこと。

9 通所型サービスC従事者は、必要に応じて利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等

について、介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援・マネジメント事業者に報告するとともに、訪問型サービスCに記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、必要に応じてサービスCの実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。

10 通所型サービスC従事者は、モニタリングを実施した場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援・マネジメント事業者に報告すること。

11 通所型サービスC従事者は、モニタリングを実施した場合は、当該モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスC計画の変更を行うこと。

（通所型サービスCの提供に当たっての留意点）

第47条 通所型サービスCの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 通所型サービスC事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 通所型サービスC事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮すること。

別表1

訪問型サービスC

1回あたりのサービス単価

プログラム	
運動機能向上プログラム	6,060円
栄養改善プログラム	5,530円
口腔機能向上プログラム	3,670円

1回あたりの利用者自己負担

プログラム	1割負担	2割負担	3割負担
運動機能向上プログラム	600円	1,200円	1,800円
栄養改善プログラム	550円	1,100円	1,650円
口腔機能向上プログラム	360円	720円	1,080円

別表2

通所型サービスC

1人1回あたりのサービス単価

プログラム	
運動機能向上プログラム	3,980円
栄養改善プログラム	4,630円
口腔機能向上プログラム	2,170円

1回あたりの利用者自己負担

プログラム	1割負担	2割負担	3割負担
運動機能向上プログラム	390円	780円	1,170円
栄養改善プログラム	460円	920円	1,380円
口腔機能向上プログラム	210円	420円	630円